

石川県公報

平成 25 年 10 月 18 日
第 1 2 6 3 9 号（金曜日）
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示				
○一般国道の区域の変更	(道路整備課)	1	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (同)	4
○一般国道の供用の開始	(同)	1	○県営土地改良事業に係る換地処分公告	(経営対策課) 6
公 告			○二級建築士の免許の取消しの公告	(建築住宅課) 6
○特定非営利活動法人の設立認証申請公告	(県民交流課)	2	教育委員会	
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告	(同)	2	○石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規 則	6
○平成25年度毒物劇物取扱者試験公告	(薬事衛生課)	2	正 誤	
○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課)	3	○平成25.6.11第12602号中	7

告 示

石川県告示第423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成25年10月18日から同年11月1日まで縦覧に供する。

平成25年10月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の 縦覧場所	
	変 更 の 区 間	旧新別	敷地の幅員(m)		延長(m)
157号	白山市吉野ウ134番1地先から 白山市吉野甲88番1地先まで	旧	11.75～23.50	143.3	石川土木 総合事務所 維持管理課
		新	11.80～46.65	143.3	

石川県告示第424号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、平成25年10月18日から同年11月1日まで縦覧に供する。

平成25年10月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日	関係図面の 縦覧場所
157号	白山市吉野ウ134番1地先から 白山市吉野甲88番1地先まで	平成 25 年 10 月 18 日	石川土木 総合事務所 維持管理課

公 告

特定非営利活動法人の設立認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成25年10月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成25年9月28日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 クラブSOL金沢

3 代表者の氏名

荒木田 丈

4 主たる事務所の所在地

金沢市柳橋町ハ18番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、地域における「いつでも、どこでも、だれとでも」気楽に楽しめる、(サッカーを中心とした) スポーツの普及、選手の育成並びに文化活動に関する事業を行い、地域におけるスポーツ文化の振興及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成25年10月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請のあった年月日

平成25年9月27日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 バリアフリー総合研究所

3 代表者の氏名

山田 文代

4 主たる事務所の所在地

白山市成町712番地3

5 定款に記載された目的

この法人は、バリアフリー社会の推進のために、まちづくり、建築物及び住宅の整備、福祉用具等の調査、研究、アドバイス等の事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

平成25年度毒物劇物取扱者試験公告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成25年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成25年10月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験の日時

平成26年2月12日（水）午後1時から午後4時30分まで

2 試験会場

金沢市鞍月2丁目1番地

石川県地場産業振興センター

3 出願に関する書類の受付期間

平成26年1月6日（月）から同年1月20日（月）まで（県の休日を除く。）

4 出願に関する書類の提出先

- (1) 県内（金沢市を除く。）に居住する者
住所を管轄する石川県保健福祉センター
- (2) 金沢市及び県外に居住する者
石川県健康福祉部薬事衛生課

5 その他

試験実施案内等の請求、詳細な点についての問合せ等は、最寄りの石川県保健福祉センター（金沢市が設置する保健所等を除く。）又は石川県健康福祉部薬事衛生課へすること。

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

平成25年10月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

バロー押越店
野々市市押越一丁目199番地ほか44筆

2 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
（変更前）2,325平方メートル
（変更後）4,150平方メートル
- (2) 駐車場の位置及び収容台数
（変更前）位置 縦覧による。
収容台数 127台
（変更後）位置 縦覧による。
収容台数 205台
- (3) 駐輪場の位置及び収容台数
（変更前）位置 縦覧による。
収容台数 50台
（変更後）位置 縦覧による。
収容台数 72台
- (4) 荷さばき施設の位置及び面積
（変更前）位置 縦覧による。
面積 132平方メートル
（変更後）位置 縦覧による。
面積 238平方メートル
- (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
（変更前）位置 縦覧による。
容量 30.15立法メートル
（変更後）位置 縦覧による。
容量 48.15立法メートル
- (6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）午前9時から翌午前0時まで

- (変更後) 午前9時から翌午前0時まで（一部午後9時30分まで）
- (7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前9時から翌午前0時30分まで
（変更後）午前8時30分から翌午前0時30分まで
- (8) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
（変更前）出入口の数 4箇所
位置 縦覧による。
（変更後）出入口の数 4箇所
位置 縦覧による。
- (9) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
（変更前）午前6時から午後10時まで（一部午前1時から午前4時まで）
（変更後）午前6時から午後10時まで（一部午前1時から午前4時まで）
- 3 変更する年月日
平成26年6月10日
- 4 変更する理由
店舗活性化のため
- 5 届出年月日
平成25年10月9日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市産業建設部産業振興課
- 7 届出等の縦覧期間
平成25年10月18日から平成26年2月18日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
平成26年2月18日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成25年10月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
キリン堂松村店
金沢市松村三丁目471番ほか26筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
公告日 平成25年6月7日
- 3 市町の意見の概要
市町名 金沢市
意見の概要
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成25年10月18日から同年11月18日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

キリン堂松村店

金沢市松村三丁目471番ほか26筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等の保管施設の位置及び容量、駐車場の自動車の出入口の数及び位置の変更

公告日 平成25年6月7日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成25年10月18日から同年11月18日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

Aコープつばた店

河北郡津幡町字加賀爪ハ99

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 平成25年6月7日

3 市町の意見の概要

市町名 津幡町

意見の概要

(1) 騒音の発生に係る事項

周囲の生活環境に配慮し、騒音に関する苦情等が発生した場合は、町生活環境課と協議の上、速やかに適切な対応をとること。

(2) 廃棄物に係る事項

事業系一般廃棄物は適切に分別し、可燃ごみに不燃ごみが混入するなど、処理に支障が出ることをのしないよう注意すること。

(3) その他の事項

県道川尻津幡線において「いしかわ我がまちアダプト制度」に協力されたい。

工事時に埋蔵文化財が発見された際の取扱いを示した覚書を取り交わすこと。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成25年10月18日から同年11月18日まで

県営土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地処分を行った。

平成25年10月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区（工区）名	換地処分年月日
県営ほ場整備事業 （面的集積型）	西三階地区	平成25年10月1日

二級建築士の免許の取消しの公告

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

平成25年10月18日

石川県知事 谷 本 正 憲

取消しをした年月日	氏名	登録番号	取消しの理由
平成25年7月18日	酒 勾 章	第1922号	法第9条第1項第1号該当（取消しの申請）
平成25年9月9日	中 川 重 政	第2131号	法第9条第1項第2号該当（死亡の届出）

教 育 委 員 会

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十月十八日

石 川 県 教 育 委 員 会

石川県教育委員会規則第七号

石川県教育職員免許法令施行細則の一部を改正する規則

石川県教育職員免許法令施行細則（昭和四十二年石川県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第四号中「又は様式第七号の二」を「、様式第七号の二又は様式第七号の四」に改め、同条に次の一項を加える。

8 免許法附則第十九項の規定の適用を受ける者にあつては、第一項各号に掲げる書類のほか、学士の学位を有することの証明書（幼稚園教諭一種免許状の授与を受けようとする者に限る。）及び保育士証の写しを提出しなければならない。

様式第七号の三の次に次の一樣式を加える。

様式第 7 号の 4 (第13条関係)

実務に関する証明書

1. 勤務者氏名及び生年月日

氏名

年 月 日生

2. 良好な成績で勤務した期間等

長期の休職期間については、在職年数として認められません。

勤務期間： 年 月 日から 年 月 日まで

実労働時間： 時間

3. 施設の概要

施設名：

認定こども園の場合は、構成するそれぞれの施設の名称について、全て記載をお願いします。

認可等年月日： 年 月 日

認可外保育施設の場合は、設立年月日を記入ください。

所在地：

電話番号：

上記の者は、本施設において、上記のとおり実務経験を有する者であることを証明します。

平成 年 月 日

施 設 名

証 明 者

印

注 特例の対象として認められる勤務期間等（3年以上かつ4320時間以上）について、複数の施設における勤務期間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに実務証明書が必要になります。

密 記

この報告書は、石川県のホームページに掲載されています。

正 誤

平成25年 6 月11日発行の石川県公報第12602号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
2	石川県告示第257号	第三長寿苑短期入所生活介護センター	第三長寿園短期入所生活介護センター
3	石川県告示第263号	第三長寿苑短期入所生活介護センター	第三長寿園短期入所生活介護センター

